

写

元 生 畜 第 4 1 2 号

令和元年 7 月 22 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

和牛遺伝資源の流通管理に関する周知徹底への協力について（依頼）

平素より、畜産行政の推進にご尽力いただき誠にありがとうございます。

農林水産省では、我が国における和牛精液等の適正な流通管理の徹底を求める声の高まりを受け、本年 2 月から「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、有識者に幅広くご議論をいただき、7 月 2 日に「中間とりまとめ」を公表したところです。

これを踏まえた対応の一つとして、家畜市場を開設する全国団体に対し、別紙のとおり通知しておりますので、ご承知いただきますとともに、貴都道府県が開設を許可した家畜市場に対して、本件に関する指導等につきましてご協力いただきますようお願い申し上げます。

写

元生畜第412号
令和元年7月22日

全国農業協同組合連合会 代表理事理事長
全国畜産農業協同組合連合会 代表理事会長
一般社団法人 日本家畜商協会 会長

殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

和牛遺伝資源の流通管理に関する周知徹底への協力について（依頼）

農林水産省では、我が国における和牛精液等の適正な流通管理の徹底を求める声の高まりを受け、本年2月から「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、有識者に幅広くご議論をいただき、7月2日に「中間とりまとめ」を公表したところです。

この「中間とりまとめ」では、家畜人工授精用精液などの流通に関し、「現行制度において農家間やブローカーを介在した流通は認められておらず、家畜人工授精所でなければ精液や受精卵を他者に販売してはならないことなど、改めて関係者に周知し、精液や受精卵の流通管理の徹底を図ることが重要」であると提言されたところです。

この提言は、家畜改良増殖法第12条では、家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵等の処理・保管は家畜人工授精所等の施設以外の場所で行ってはならないとされており、これらの施設で衛生的に処理等がされた家畜人工授精用精液等のみが譲渡等の対象となることを前提としている現行制度の趣旨・内容が現場で必ずしも徹底されていないとの問題意識を受けたものであり、畜産農家を含め関係者に対して、かかる家畜人工授精用精液等の譲渡の制限に関する正しい理解の醸成を図ることが急務となっています。

つきましては、「中間とりまとめ」を踏まえた対応の一つとして、貴会会員が開設する家畜市場において、家畜市場開催時に参集する畜産農家や家畜商等の関係者を対象に、別添を参考の上、場内放送等を活用して、和牛遺伝資源の適正な流通管理について周知いただきますようご協力をお願い申し上げます。

写

元 生 畜 第 4 1 2 号

令和元年 7 月 22 日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

一般社団法人 日本家畜人工授精師協会 会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

和牛遺伝資源の流通管理に関する周知徹底への協力について（依頼）

平素より、畜産行政の推進にご尽力いただき誠にありがとうございます。

農林水産省では、我が国における和牛精液等の適正な流通管理の徹底を求める声の高まりを受け、本年 2 月から「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」を設置し、有識者に幅広くご議論をいただき、7 月 2 日に「中間とりまとめ」を公表したところです。

これを踏まえた対応の一つとして、家畜市場を開設する全国団体に対し、別紙のとおり通知しておりますので、ご承知いただきますとともに、貴会会員に対しましても、本件の周知につきましてご協力いただきますようお願い申し上げます。

(別添)

家畜市場での場内放送（ご参考）

○ 農林水産省からのお知らせです。

(一呼吸おいて)

○ 和牛は、日本固有の財産であり、その精液や受精卵などは、大切な遺伝資源です。

○ 精液や受精卵は、家畜改良増殖法により、都道府県知事から許可を受けた家畜人工授精所でなければ処理・保管することはできません。

○ このため、家畜人工授精所の許可を受けていない方が精液や受精卵を譲渡した場合には、家畜改良増殖法違反となり、刑事罰が科せられる場合があります。

○ 以上をご理解の上、和牛遺伝資源の適正な管理にご協力ください。

○ 農林水産省からのお知らせでした。